

宮崎県立看護大学学生表彰規程

平成31年4月1日

規程第10号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎県立看護大学（以下「本学」という。）の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する学生又は学生団体（以下、「学生等」という。）について行うものとする。

(1) 学業において、成績が特に優秀である場合

(2) 課外活動において、特に顕著な成績を挙げ、かつ、課外活動の振興に功績があったと認められる場合

(3) 社会活動において、社会的に高い評価を受け、かつ、本学の名誉を著しく高めたと認められる場合

(4) その他前各号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる場合

(表彰対象者の推薦)

第3条 学部長、学生部長、看護研究・研修センター長、別科助産専攻長、事務局長及び学生自治会長は、前条各号（第1号を除く）のいずれかに該当すると認める学生等を学長に推薦することができる。ただし、学生自治会長は事務局を経由し推薦するものとする。

2 学部長は、前条第1号に該当すると認める学生を、教務委員会の議を経て、学長に推薦することができる。

(表彰者の選考及び決定)

第4条 学長は、前条の規定に基づき推薦された学生等について、学生委員会の議を経て選考の上、表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、表彰者が決定された後、速やかに行うものとする。ただし、第2条第1号に規定する学生の表彰は、原則として当該者が進級した学年次当初に行うものとし、最終学年次の表彰は、当該者の卒業に係わる学位記授与式までに行うものとする。

(事務)

第7条 表彰に関する事務は、事務局において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。